

（5）要約四半期連結財務諸表に関する注記事項

①退職給付制度の改訂

（1）事実の概要及び発生の経緯

当社グループは従業員の退職給付制度として国内及び英国、ドイツ等において確定給付制度を設けております。また、当社及び一部の国内子会社において退職給付信託を設定しております。なお、英国及び国内、オーストラリア等において確定拠出制度も設けております。確定給付制度の国内における主要な制度は当社及び一部の国内子会社が加入する富士通企業年金基金が運営する外部積立型の年金制度及び退職金制度であります。

当社グループは、2018年6月21日に、富士通企業年金基金の年金制度に加入する現役従業員を対象に、勤続年数を含めた会社への貢献度を反映したポイント制を導入するとともに、リスク分担型企業年金（我が国における確定給付企業年金法（平成13年法律第50号）に基づいて実施される企業年金のうち、確定給付企業年金法施行規則（平成14年厚生労働省令第22号）第1条第3号にて規定）を導入いたしました。当該制度は労使でリスクを分担するしくみであり、事業主はリスクへの対応分も含む固定の掛金を拠出することにより一定のリスクを負い、加入者も財政バランスが崩れた場合には給付調整が行われることで一定のリスクを負います。現行の確定給付企業年金は、積立不足が生じた時に事業主に追加の掛金負担が生じますが、リスク分担型企業年金は、あらかじめ将来発生するリスクを測定し労使合意によりその範囲内で掛金（リスク対応掛金）を拠出し平準的な拠出とするものです。

リスク分担型企業年金への移行に伴い、移行時点の積立不足に対応するため、基金規約に定められた特別掛金相当額の総額を制度改訂日以降3年定額で拠出するとともに、移行時に算定された財政悪化リスク相当額の水準を踏まえ、リスク対応掛金相当額を制度改訂日以降4年定率で拠出いたします。これら拠出の完了後、追加的な掛金は発生しません。

退職給付に係る会計処理において、リスク分担型企業年金のうち、企業が追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないものは確定拠出制度に分類されます。そのため、当社及び子会社の一部においては、リスク分担型企業年金のうち追加掛金の拠出義務を実質的に負っていないと判断した部分について、当該制度への移行時点で、移行した部分に係る退職給付債務とその減少分相当額に係る当該制度に移行した資産の額との差額を純損益として認識するとともに、基金規約に定められた特別掛金相当額の総額を負債として計上するなど清算損益を認識いたします。

この結果、当第1四半期末の要約四半期連結財政状態計算書において、退職給付に係る負債が156,493百万円減少し、資本が67,147百万円増加しております。また、当第1四半期の要約四半期連結損益計算書において、移行に伴う清算益91,996百万円をその他の損益で認識しております。今回の制度改訂にあわせて、リスク分担型企業年金に配分された退職給付信託資産を当社に返還しました。この結果、現金及び現金同等物が31,744百万円、その他の投資が28,041百万円増加し、退職給付に係る負債が59,785百万円増加しております。

（2）今後の見通し

2018年度第2四半期以降の連結業績に与える損益影響については、リスク対応掛金の拠出による退職給付費用の増加はあるものの、影響は軽微であると見込んでおります。

②会計方針の変更

当要約四半期連結財務諸表において適用する重要な会計方針は、以下を除き、前年度において適用したものと同一であります。

当社グループは、当第1四半期より以下の基準を適用しております。

基準書	基準名	新設・改訂の概要
IFRS第15号	顧客との契約から生じる収益	・会計処理及び開示の改訂 (履行義務の識別、変動対価、残存履行義務の開示など)
IFRS第9号	金融商品	・金融商品の分類及び測定に係る改訂 (資本性金融商品の公正価値変動をその他の包括利益で表示する場合の純損益への振替禁止など)

（1）IFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」の適用

当社グループは、当第1四半期よりIFRS第15号「顧客との契約から生じる収益」（2014年5月公表）及び「IFRS第15号の明確化」（2016年4月公表）（合わせて以下、「IFRS第15号」）を適用しております。当基準の適用にあたっては、経過措置として認められている、適用による累積的影響を適用開始日に認識する方法を採用しております。

当基準の適用に伴い、一部の取引で、顧客との契約における履行義務の識別を行ったことにより売上収益の認識時期を変更しております。また販売インセンティブについて、従来、精算時に売上収益の減額として認識していましたが、当第1四半期より支払額を事前に見積った上で売上収益の累計額の重大な戻し入れが生じない可能性が非常に高い範囲で売上収益の減額として認識しております。

当基準の適用による累積的影響額を当第1四半期の期首において認識した結果、売上債権が70百万円減少し、棚卸資産が1,948百万円増加したほか、その他の流動負債が2,145百万円増加し、利益剰余金が267百万円減少しております。

当第1四半期における資産、負債、資本への影響及び営業利益、四半期利益への影響は軽微であります。

なお、当基準の適用に伴い、当第1四半期より、売上債権に含めて表示していた未請求売掛金についてはその他の流動資産に含めて表示する方法に変更しております。

(2) IFRS第9号「金融商品」の適用

当社グループは、当第1四半期よりIFRS第9号「金融商品」（2014年7月改訂、以下「IFRS第9号」という。）を適用しております。当基準の適用にあたっては、経過措置に従い金融商品の分類及び測定について比較年度を修正再表示しておりません。

従前のIAS第39号「金融商品」に基づき売却可能金融資産に分類していた資本性金融商品について、当基準の適用に伴い、その他の包括利益を通じて公正価値で測定する金融資産に指定しております。資本性金融商品の公正価値の変動は、その他の包括利益で表示され、公正価値の著しい下落時などにその他の包括利益で認識されていた累積損失を純損益に振り替える減損処理は廃止されます。また、資本性金融商品の売却損益は純損益として計上されません。

当基準の適用による累積的影響額を当第1四半期の期首において認識した結果、利益剰余金が20,467百万円増加し、その他の資本の構成要素が20,467百万円減少しております。過年度に計上した減損損失の累計額を資本内で利益剰余金からその他の資本の構成要素へ振り替えたことなどによります。

当第1四半期における資産、負債、資本への影響及び営業利益、四半期利益への影響は軽微であります。

なお、当基準の適用に伴い、投資活動によるキャッシュ・フローにおける「売却可能金融資産の売却による収入」を「投資有価証券の売却による収入」に表示する方法に変更しております。

③継続企業の前提に関する注記

該当事項はありません。